

令和2年4月8日

登校日について

政府より緊急事態宣言が発令されたことにより、本日神奈川県から「緊急事態宣言に伴う県立学校における臨時休業等について」が通知されました。

通知には、「4月6日からの臨時休業の期間を5月6日までとする」「県立学校においては、休業期間中に登校日を設けない」と定められています。

子どもにとっても学校にとっても楽しみにしていた登校日がなくなることは、まことに残念ですが、明日以降に本校として設定していた登校日を中止いたします。登校日がなくなることにより、お困りがある場合には、居場所のご相談をお受けいたします。学校へご連絡をお願いします。

相談窓口 042-684-4860 (相談窓口の番号が変わりました)

また、提出が必要な書類については、登校が再開したときをお願いします。

何卒、ご理解のほど、よろしく申し上げます。